

第 17 回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 7 年 6 月 27 日（金）9：30～10：16

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】(14名)

1 番 中 田 善 喜	2 番 佐々木 京 子	3 番 大 崎 健 太	5 番 岡 本 健 治
7 番 野 上 省 三	8 番 皆 本 浩 己	9 番 豊 田 知 世	10 番 川 神 昌 暢
11 番 河 上 昭 二	14 番 岩 谷 淳 志	15 番 藤 若 裕 香	16 番 三 浦 寿 紀
18 番 玉 田 一	19 番 南 谷 勇		

【農地利用最適化推進委員】(14名)

1 番 河 野 恒 弘	2 番 永 見 繁 廣	3 番 河 西 堅	4 番 小松原 常 雄
6 番 道 下 文 男	7 番 領 家 悟	10 番 大 谷 数 義	11 番 長 野 昭 三
12 番 高 橋 久美子	13 番 橋 本 安 延	15 番 河 崎 健	16 番 野 村 明 治
18 番 串 崎 美 之	19 番 大 森 一 利		

2 欠席委員

【農業委員】高橋伸幸、原田義一、青葉 真、稲田勝志、柿元信次

【農地利用最適化推進委員】近重邦昭、永見昌之、永見 孔、田村邦麿

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本主任主事、河野事務員

【農林振興課】堂原係長、佐々木主任主事

【しまね農業振興公社】植本相談員

4 次 第

(1)開会

(2)報告 農用地利用集積等促進計画について (5 件)

農地法第 2 条第 1 項の規定による証明書(非農地証明)の取消願について (1 件)

(3)議案 議第 1-1 号 地域計画の変更について (12 件)

議第 1-2 号 農業振興地域整備計画の変更について

議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (2 件)

議第 3 号 転用統制外証明願について (非農地証明) (3 件)

5 閉 会

議 長	はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、4番高橋委員、6番原田委員、12番青葉委員、13番稲田委員、17番柿元委員、以上5名から欠席の連絡がありました。農業委員の出席は、現在14名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、1番近重委員、5番永見委員、8番永見委員、14番田村委員、以上4名から欠席の連絡がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第17回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>続いて、浜田市農業委員会総会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。3番：大崎委員、7番：野上委員、よろしくお願いします。本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。</p> <p>「次第」の1番目「報告」です。報告は、農用地利用集積等促進計画についてです。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	農用地利用集積等促進計画の認可について報告します。促進計画の認可の一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、5件、13筆、18,047㎡」となっております。今回は、「令和7年5月30日」に公告された案件になります。事前質問はありませんでした。説明は以上です。
議 長	<p>報告事項ではありますが、皆様方から質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、次に「報告」2番目の、農地法第2条第1項の規定による証明書（非農地証明）の取消願について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	後ほど5条10号の案件ですが、令和4年8月26日付けで、農業委員会では、非農地証明を許可したところですが、法務局による現地確認の結果、却下となったため取消処理をした後、事業計画が定まったため、改めて5条申請を提出されたものです。事前質問として、当時、非農地証明が許可された土地の地目が「田」である理由について質問があり、登記簿の地目が「田」であるため、「田」としており、現況は「原野」と記載をしております。却下の理由が「造成工事」の埋め立てが関係するかどうかの質問ですが、提出者・

	法務局に確認しましたが、理由はわかりませんでした。非農地ではないと判断されたと考えられるところです。説明は以上です。
議 長	報告事項ではありますが、皆様方から質問等ありましたらお願いします。
三浦委員	法務局の却下の理由が不明ということでしたが、その理由については、明確にすべきと思います。
事務局	令和4年当時、相談に来られた時に、「造成工事の残土」で埋め立ててもらったが、作物が育たないということもあり、農地法5条で太陽光発電をしたいということをお願いしましたが、当時この土地は「農用地区域内」で難しいということで、できることを模索され、結果として、非農地証明を提出をされ、総会では、その状況・提出者の意向等を説明し、許可証を出したものの、法務局では、許可されなかったということでございます。
永見委員	約33年位前に、造成工事をされた経緯があります。当時、果樹を植えられましたが、全然育たなく、農地としての利用は、不可能なような状態でした。また、隣接の農村広場があり、地域のイベントの際は、草刈をされます。そのあたりからも、法務局では、「非農地」として認められなかったかもしれません。
事務局	浜田農業振興地域整備計画は見直され、「農用地区域」から外れているという経緯もあり、この度、転用の計画がまとまり、農地法5条の申請を提出すこととなり、非農地証明の取消願が出されたということになりました。また、今後の対応ですが、法務局が認めることができなかったということがわかった段階で、法務局に確認するように努めていきたいと思っております。
議 長	その他ありますか。
三浦委員	地目が「田」となっております。非農地証明を許可したにもかかわらず、変わっていないということについて、お聞きします。
事務局	登記の地目は「田」ということは変わっておりませんでしたので、「田」としております。現況は「原野」としております。 今後は、申請者の趣旨を確認し、場合によっては、法務局等にも相談し、申請者とも調整する必要があるかと思っております。
三浦委員	特に、残土処理をする場合に「農地」の定義を考慮していただく必要があると思います。
議 長	今後、申請者への説明、法務局との調整を行っていただきたいと思っております。 それでは、議案に入ります。議第1-1号地域計画の変更について、及び、議

	<p>第 1-2 号農業振興地域整備計画の変更について、農林振興課から説明をお願いします。</p>
農林振興課	<p>議案第 1-1 号「地域計画の変更」について説明させていただきますが、その前に、委員の皆様へ一言お礼を申し上げます。2 月の総会時にもお話をさせていただきましたが、農業経営基盤強化促進法の改正により、農地の貸借方法が変わったため、農地中間管理機構を通じた貸借の場合は、促進計画に委員の皆様の署名をいただくこととなりました。皆様におかれましては、お忙しい中署名のご対応をいただいております、感謝申し上げます。今後も引き続きご協力をいただきますよう、お願いします。</p> <p>それでは、地域計画の変更について、説明させていただきます。今回の変更につきましては、令和 7 年 3 月末に地域計画を策定して以降、中山間地域等直接支払制度の対象農用地とするため、地域計画へ編入する変更、治山事業を実施するため地域計画から除外する変更など、11 件の変更、新規策定について農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づく意見照会をさせていただくものです。</p> <p>なお、お手元にお配りしております資料の中で「三隅 上室谷」については、策定時に対象農用地としておりましたので、今回の変更一覧からは削除しております。大変申し訳ございません。それぞれの変更理由につきましては、資料のとおりとなっております。必要に応じ本庁・各支所において用意しておりました計画案をご確認いただいていると思いますので、個々の計画案については説明を省略させていただきますが、国府 2（上府）と下古和の 2 地区は今回新規で策定を行いました。</p> <p>なお、地域計画案の作成についての委員の皆様からの事前質問はございませんでした。ご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>続いて、農業振興地域整備計画変更について説明させていただきます。追加資料のうち、浜田農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。</p> <p>まず、表紙をめくっていただいて 1 ページの「第 1 変更の理由」ですが、一般管理分の変更については、保安林として、2 件 5 筆 3,019 m²、換地による減少として、420,273 m² を除外したいと考えております。また、農地として、4 件 5 筆 3,624 m²、換地による増加として、429,352 m² を編入したいと考えております。今回、換地分として挙げておりますのは、上府町及び金城町今福にあります元谷団地の換地手続きが完了した</p>

	<p>ことによるものです。</p> <p>次に、「第2 変更計画の概要」でございます。(1)農用地区域からの除外する土地として田 1,014.2 a、畑 2,625.8 a、採草放牧地 467.6 a、農業用施設用地 125.4 a 合計で 4,232.9 a となっております。(2)農用地区域に含める土地として田 1,520.0 a、畑 2,773.4 a、農業用施設用地 38.0 a 合計で 4,331.5 a となっております。(3)用途区分を変更する土地については、今回ございません。次に、(4)農用地利用計画変更総括表でございます。こちらについては、田 506 a、畑 148 a の増、採草放牧地 468 a、農業用施設用地 87 a の減となっており、合計で、99 a の増となっております。続いて、編入・除外の変更土地調書を記載しております。次の、変更要件確認表において、除外の要件確認内容を記載しております。その後、農用地利用計画の変更案として除外する地番を追加しております。それ以降は、個別の位置図及び写真を添付しておりますので、併せてご確認ください。最後に A3 の用紙で、土地利用計画図に申請地の位置を示しております。青が編入、赤が除外となっております。</p> <p>以上、浜田農業振興地域整備計画変更理由書の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	議第 1-1 号・議第 1-2 号について、皆様方から質問等ありましたらお願いします。
三浦委員	金城町今福、元谷団地の「農地」「農業用施設用地」の「換地による増加・減少」とありますが、その理由を教えてください。
事務局	元谷団地につきましては、この度、圃場整備を行い、換地処分を行い、「農地」になった所、「公衆用道路」等になった所もあり、面積が変わったということです。
議 長	<p>その他、ありませんか。</p> <p>ないようですので、議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請は、2 件です。事務局の説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、事務局から説明を併せてお願いします。</p>
事務局	「9 号」について説明します。場所は、美川まちづくりセンターから約 800 m 西の内村町牛谷町内です。申請は、田 2 筆、合計 282 m ² で、転用目的は、宅地造成及び進入路の設置で、資金証明として、融資証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、生活排水及び雨水は、側溝へ排水する

	<p>ので、周囲への影響はないものと思われます。そのほか、被害の及ぶ恐れはないものと思われますが、万が一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任をもって対処する、と申請されています。許可の判断は、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさないと判断いたしました。</p> <p>「10号」について説明します。場所は、美川まちづくりセンターから約300m西南西の内村町本郷下町内です。申請は、田3筆、合計2,857㎡で、転用目的は、資材置場として利用する計画で、資金証明として、残高証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、申請地は隣接農地より高く、既存の法面があるので、この法面を崩さないように転圧施工を行い、土砂流出を防ぐなど、周辺の土地・作物への被害のないよう施工を行い、被害防止には、万全を期す。これらの措置により、周辺への影響はないと思われるが、万一被害が発生した場合は、関係当事者間で話し合い、責任を持って対処する、と申請されています。許可の判断は、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさないと判断いたしました。事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「9号」「10号」につきまして、「2番 佐々木委員 または 永見委員」をお願いします。</p>
永見委員	<p>6月10日に委員・事務局で現地を確認しました。「9号」については、事務局の説明のとおりでございます。「10号」については、現在、草を刈ってないところもありますが、転用後は、資材置場として利用するということで、害虫の心配もなくなり、周辺の方は喜ばれると思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>その他、皆様方からありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第5条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～挙手 全員～</p>
議長	<p>挙手、全員です。承認といたします。続きまして、議第3号転用統制外証明願（非農地証明願）は3件です。事務局の説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>「9号」について説明します。場所は、国府まちづくりセンター有福分館から約550m西北西です。非農地証明の対象農地は、田畑2筆、合計525㎡で、</p>

	<p>昭和 50 年頃から耕作放棄、現況山林原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「10 号」について説明します。場所は、井野まちづくりセンターから約 3,000m 東北東の周布地町内です。非農地証明の対象農地は、畑 2 筆、合計 1,834 m²で、年月日不詳から耕作放棄となり、現況山林原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地になります。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「11 号」について説明します。場所は、井野まちづくりセンターから約 3,000m 東北東の周布地町内です。非農地証明の対象農地は、畑、102 m²で、年月日不詳から耕作放棄となり、現況原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地になります。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「9 号」につきまして、「1 番 河野委員」をお願いします。</p>
河野委員	<p>6 月 10 日に委員・事務局で現地を確認しました。事務局から説明のとおりでございます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>「10 号」「11 号」につきまして、「19 番 南谷委員 または 大森委員」をお願いします。</p>
大森委員	<p>6 月 10 日に委員・事務局で現地を確認しました。事務局から説明のとおりでございます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。転用統制外証明願・非農地証明願について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 全員～</p>
議 長	<p>挙手、全員です。承認といたします。</p> <p>その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>その他、ないようですので、第 17 回総会を終了します。</p>